

る。これは大きな社会問題の一つだと思ひます。そういったことについて、もっと政府のほうでも研究をされる必要があると思うのです。それについていかがでしょうか。

○長野政府委員 お話のとおりでございます。そういう意味で、こういう競技についての弊害、これはいろいろな面にあられるわけでございまして、この施行者といしましては、競技場の施設の改善、競技場周辺の整備、それから、いろいろ事件が起るものでございまして、そういうことでファンが激高するとか、いろいろなことがございまして、警備員の強化、それから窓口などのさく、その他の設備を強化する。こういうようなことで、非常に秩序ある運営を心がけておるということになっておりますが、公営競技が人の多く集まるところでございまして、いろいろな事件が起るというわけで、本年度におきましては、特別にそういう経営管理の体制を、ファンに対するサービスというものを含めながら充実をはかつて、そういう不祥事件の起こらないようにやっておりますが、中によく競輪ですとか、競馬であつたとかいろいろありますが、これは個人の心得の問題であるわけでございまして、この辺になりますと、まあ一般的な良識というもので考えていただくよりほかにいんじやなからうかと思ひます。ただ、誇大に競輪とか競馬についての広告とか宣伝、そういうことも非常に自粛をしております。こういうことでございまして、は控えております。

○和田(一)委員 個人の自制心だといまおっしゃいましたけれども、いわゆる射幸性のある娯楽に関する、何といひますか、家庭不和といひますか、いろいろな事件が起る。何も競輪場だけの検査じゃなくて、全体に起きてくる場合がある。御主人がすっちゃって、そして自暴自棄になつて起きたような犯罪もあるかもしれません。そういったものは、大体どのくらいつかんでいらっしゃるのですか。おわかりにならないでしう、さっきの話では、多いのですよ、これは。一

年間に約八千件あるのです。いわゆる射幸性の娯楽のために——これはマージャン、パチンコも多少は入りますが、幾らでもありません。しかし、そういう射幸性娯楽を公でやっているという問題、これは、これから開催回数を減らすとかふやしていくというふうな、そういうものだけじゃなくて、もっと根本的に公営競技そのものについてのモラルの面からでも、これは皆さん方も研究する必要があると思う。ただ、地方財政に貢献しているというところは、これはもう私は認めております。しかし、地方財政というのは、政府のほんとうの仕事なんです、どつちかというところ。

○長野政府委員 私ばかりと縁違ひほうでございまして、かつて一回行つたことがございまして、○和田(一)委員 それは御自分でお遊びにいらつしたのですか、視察ですか。

○長野政府委員 たまたまあるところへ参りましたところ、時間があつたから入りまして、車券なるものを買つてやってみました。

○和田(一)委員 政務次官にお聞きするのは悪いから、聞かせませんけれども、賞金の払い戻しですね、あれは現在七五%払い戻しておりますけれども、その七五%という根拠、また、それでいいかどうかという問題についてお尋ねします。

○佐々木説明員 この払い戻し金の割合につきましては、いろいろ議論のあつたところでありますけれども、外国の例を見ますと、七五%よりも高い払い戻し金の率をとっているところもありまして、ただ、そういった場合には、射幸性をそそることが大きくなるのではないかといたつたような議論もございまして、それで結局七五%程度が適当であらうということ、きめられたものと思ひますけれども、この割合を高くするか低くする

か。これは射幸性の高い低いという問題とも関連していろいろ議論のあるところだと私も考えております。

○和田(一)委員 高いというのは、どこですか。どこでどのくらい払い戻しておりますか。

○佐々木説明員 いま具体的にどの国が何%という資料は私も持ち合わせておりません。払い戻し金の八〇%の割合をとっているところもあるというのを聞いております。

○和田(一)委員 七五%というのは、大体そうらしいのですけれども、それよりも下があるのです。フランスでは四八%です。こういう点について検討をされたことはございしたか、いままで。それともずっと慣例に従つてやっておつたのですか。

○佐々木説明員 昭和三十六年の公営競技調査会の議論の過程におきまして、この率についてもっと低くしたら射幸性が少なくなるのではないかといたつたような議論もございました。あるいはまた、もっとファンに還元すべきではないかといつたような立場からの議論もございました。しかしながら、大体世界的な傾向から見ても、まあこの七五%程度が適当ではなからうか、こういうことで現在の各競技法の規定が定められております。そのそれぞれの競技法の規定に従つて、現在払い戻し金の率はきまつておるわけでございまして。

○和田(一)委員 先ほどから御答弁が、資料をお持ちでなかったかともわかりませんが、あまり明確じゃないので、世界的なそういう公営競技に対する研究は、これはどこがされるのでしょうか。どの省が、またどの方がやられる立場なんでしょうか。

○佐々木説明員 競技そのものにつきましては、現在競輪及び小型自動車競走につきましては通産省、競馬につきましては農林省、モーターボートにつきましては運輸省が、それぞれ所管をしておるわけでありまして、自治省を含めまして四省が検討していくということになっております。

○和田(一)委員 そうしますと、自治省がそれを

取り持つて検討していくという御答弁がいまありましたので、私も自信を持つてお聞きいたしますけれども、ほんとうに現在大衆娯楽になつていくかということ、その点についてどうでしょうか、参事官、お考えは。御答弁によりましては、数字のほうでまたお聞きいたしますから。

○長野政府委員 お手元に差し上げております資料の中にも、四十三年度の公営競技の入場者概数が入れてございまして、八千二百九十六万人です。そういうふうな数はやはりかなりの入場者数だといふふうに私は思ひます。またそれに従ひまして売り上げも相当な額になつておりますが、そういう意味では、やはり相当大衆の間に一つのレジャーと申しますか、娯楽性の高いものとして、現在定着をいたしておるというふうに見ていいのじやないかと私は考えております。

○和田(一)委員 八千万とおっしゃいますと、日本人口の八割、これはすごいというふうにお思ひでしうけれども、その数字は、全部の公営競技を合わせた数ですね。ですから、その人が一年間に一回しか行かなかつたかという問題なんですけれども、一年間に八回行くと、その人たちは一千万ということになるわけですね。その実態を調査した資料が私の手元にあるんですけれども、自治省としてもそういう資料でもって検討されたことはございしますか。

○長野政府委員 最近入場人員もふえておりますし、売り上げも伸びておりますが、これは競技場の施設をだいたひ改善をいたしまして、収容人員も混乱をしないで入れるようにしたということも相当関係しておるわけでありまして、入場者の個々の人の追跡調査といひますか、そういうものはまだいたしたことはございしません。

○和田(一)委員 これはどうでしょうね、政務次官、こういうことは大事と思ひますがね。今回この委員会でもお問ひになる先生方全部のこのことについて疑問を出しましたし、それから、確かに功もあれば罪もあるという問題で、罪のほうは、いま私が申し上げたようないろいろな犯罪に

もう少し具体的に、また意地の悪い質問になるかもしれませんが、お伺いしたいと思いますが、ここに電通リサーチで調べた競輪ファンの

生懸命やっています。やはり競輪施行者にしても、何か心のすみに公営ギャンブルという意識があるのですよ。だから、確かに家族連れのお遊び場遊び場ということをおっしゃっているのです。しかし、ああいうところに入りますと、これはおせじにも家庭的な雰囲気とは言えないのが現状なんです。しかも、自分の買った車券が当たらないとなったら、聞くにたえないようなことはよくないです。ですから、家族連れで行くなんていうことはお考えられない、そういうような現状でございます。もう一つは、警備体

とが行なわれていくことも避けられない状況だろうと思うのです。したがいまして、公營競技ということをやっておるものをだんだん減らししていくことがいいという御意見は、確かにそういう面はあると思いますが、そういう射幸行為というものが、みずから競技をするあるいは競技を楽しむ、そういうことに関連してどうしても出てくるというものでありますれば、それを公營ということ、公開の場所で秩序ある節度を持った運営をするということも、ある面、存続を認めるといふ調査会の答申の中には一つの観点として

ぬけれども、まさにそういう王国であつて、それで地方自治体は潤っているんだ。ですから、いままでのいろいろな点を潤してきたことは認めますけれども、もはやこの辺でどっちかの方向を向いていかなければならない、そのことを参考までに申し上げまして、一応次へ移ります。

やはり競輪、競馬の問題でありますが、売り上げ金の中から一号交付金、二号交付金、三号交付金と出ますね。その一号、二号、三号は、どういうふうなほうに使つていかれるか、ちよつとお答え願います。

○佐々木説明員 競輪それから小型自動車、モーターボート、これは大体似たような使い方でございますが、第一号交付金といいますのは、関連産業の振興というものに使われておるわけです。それから第二号交付金は、競馬を除きまして、競輪、オートレース、モーターボート、これらは公益事業に使うことになっておりまして、こ

れは体育でありますとか、社会福祉でありますとか、医療、文教といったような関係の事業に使用されております。競馬につきましては、他の二号交付金に該当するものがございません。それから三号交付金、それから競馬の場合の二号交付金、これは競技関係経費でございます。選手なり審判員なりの養成あるいは資質の向上といったような競技関係経費に使われる、そういうことになっております。それからモーターボートは船舶振興会の三号交付金でございますので、これは競技関係経費の部分ではないませんが、競輪とオートレース、これは一、二、三号交付金、それから競馬とモーターボート、これは一号、二号、二つの交付金に分かれております。

○和田(一)委員 この一号、二号、三号の割りでございませうけれども、この率のきめ方は一体どういうふうな根拠でおきめになったのですか。

○佐々木説明員 この交付金の算式は、それぞれ各競技ごとに計算のしかたが違っておりますが、売り上げの多寡に応じましてそれぞれ計算方式が定められております。したがって、どの一号交付金に何%というのは直ちには出てこないわけでありまして、これは競馬場ごとに、あるいは競輪場ごとに違ってくるわけでありまして、ただ総体といたしまして、最近の状況からみますと、この総体交付金総体としましては売り上げの二・七%ぐらいになるということです。

○和田(一)委員 売り上げの二・七%ですが、一号、二号、三号合わせて。そういうことですか。

○佐々木説明員 四十三年度の数字を申し上げばすと、関連産業機関に充てられました交付金の額が、総額で約百二十六億でございます。それから体育、社会福祉等の公益事業関係に充てられました金額が約九十億でございます。それから競技関係経費に充てられました額が約十八億、合計で二百三十三億ということになっております。

○和田（一）委員 特に三号交付金ですが、三号交付金は、大体どういふふうに使われているのですか。

○佐々木説明員 三号交付金といいますが、おそらく競技関係経費のことと存じますが、この経費は選手、審判員の養成あるいは資質の向上、それから各施行者の競技実施の指導といったような経費に充てられておるものでございます。

○和田(一)委員　それでは、あまり時間がありませんので、次に進みたいと思いますが、このことについてあと一つ。たとえば自転車振興会ですとか、そういうのが交付金を受けて、そして全国の関連産業または福祉法人へお金が回っていますね。その配るきめ方、または手続、どうすればもらえるのか、それからだれの権限で出しているのか、これをひとつお聞きます。

○佐々木説明員　公益事業関係に配分いたします。最終的な権限は、競輪の場合であります。日本自転車振興会に属しているわけでありますけれども、これを具体的にどういう事業主体にどれだけの配分をするかということは、体育、文教関係につきましても、文部省、福祉関係あるいは医療等の主管省のほうからの推薦によりまして、それをもとにして振興会のほうで決定するという手続になっております。

○和田(二)委員　そうしますと、そういうもろろ事業者から申告が何かあつて、それを各官庁でまとめて、そういう振興会のほうに出されるのかどうかが、手続、道順を教えていただきたい。

○佐々木説明員 それぞれの事業をやっておりますが、いわば認可された主管省、スポーツ関

係でありますと文部省の体育局のほうにますその申請を出しまして、それによってその事業主体がrippaな事業主体である、それから事業内容についても文部省のほうとして十分適当なものであるというような副申を添えて、それで振興会のほうに正式の申請を出すことになるわけでござい
ます。

○和田(一)委員　ひとつ委員長にお願いしたいの
ですけれども、いろいろな各団体のほうへ一号交
付金、二号交付金として出たものを資料として出
していただきたいと思っておりますので、お願いいたし
ます。四十三年度でいいです。

○佐々木説明員 四十三年度の分を取りまとめまして、別に資料として差し上げたいと思います。

○和田（二）委員 もう競輪のほうはやめまして、

その前に一言申し上げますけれども、ある競輪関係の方、競輪をやつてらっしゃるほうの方です。ファンではありませんけれども、この方が、この法案に対してこういう感想をおっしゃっております。私、聞きましたのですけれども、このような公営企業に対して競輪の収益から出すということ、公営ギャンブルと世間からいわれているものは、

に就して、確固たる地位を固めていくにびとしいから、大いに喜ばしいという御意見がちよっと、非公式ですけれどもあったのです。まさかそういう意味でおやりになるのじゃないと思うのですけれども、その点どうでしょうか。

○大石政府委員　施行者のほうから感じたという場合には、そういう心境といえますか、になるといふことも、私は想像できないわけではない。ギャンブルというものについての多少の——多少か——といえますか、ひげ目というものを感じていることは確かだろうと思うのです。

〔砂田委員長代理退席、塩川委員長代理着席〕

しかし、それが売り上げ金の一部から地方公共団体というものにサービスをする、均てん化といふ

ことばで言っておりますが、そういうことをする
ことで多少慰められるといいますが、そういう資

がおいでになっていらっしやいますので、ちょっとお聞きしたいのですが、全国の水道料金、平均でいくらですか、水道料金のうちいわゆる先行投資の利息、水道料金のうち利息が一体幾らあるかということをお教えいただきたい。

○**国川説明員** 四十二年度の全国平均の水道の総水原価で申し上げますと、給水原価が三十円二十銭になつております。そのうちのいわゆる七円十六銭が支払ひ利息、率にいたしました二・三・

料金のうち、四分の一が支払い利息ですね。利子というものはそんなに高いものでしょうかね。この原因というのは、これからどんどん都市化してまいりますと、現在の水源では足りないというので、水源を求める。水利権の問題でたいへん金がかかるでしょうし、また配水管の本管とか、浄水場であるとか、いろいろかかります。それは十年先、十五年先、二十年先を見越して公営企業金融公庫等から借りてやるわけですね。それはわかるのですよ。ところが、それは自分が飲む水道じゃないのです。早く言えば、あとの人が飲む水道なんです。それまでも水道料金の約四分の一に相当する金額の利息を払っていかねければならない。さらに今度は、農村のほうの水道が普及してまいります。洗剤であるとかどうとか、いろいろな化学的な家庭用品を使いますから、井戸もあぶなくなってきたというので、ほとんど水道になってくる。昭和四十五年度の各地方議会を見ましても、水道料金の値上げが出てるところがあるのです。また、この際じゃなくて、中間に上げようというところもあるのですから、さらに上がっていく。その上がる原因というのは、多少は値上がりもあるでしょうが、ほとんどは先行投資に対する利息が多いのです。このことについて、まず水道課長さん、あなたのほうの率直な御意見を伺いたいと思うのです。

○国川説明員 水道料金の上昇の原因と申しますとこれはいろいろございしますが、一番大きな問題は、やはり水道の使用水量、いわゆる生活水準が向上したり、あるいは人口の集中とか、そういった意味での水の需要量が非常に急激に伸びている、特にここ十数年のそういう傾向に対処いたしまして、施設を整備する必要がある高まっておりますのでございします。そのために、いろいろ水源を開発したり、あるいは非常に遠方から水を引っぱりてきたり、あるいは都市内部における配水管の施設整備を急激にしなければいけないという条件がございまして、そういったことから、やはり建設費そのものが非常に高額になってきているのが現状でございます。

御承知のように、水道事業を一応公営企業として経営してまいります以上は、それだけのかかりました建設費が料金という形でかぶってくるわけでございます。まして、もちろんいわゆる先行投資もございしますけれども、そういう建設費そのものも含めてまして私も考えていきたい。特に利息等につきましては十分下げるために、あるいは公共料金の非常な急上昇を抑えるためには、そういったことを今後考えていきたい、そういうふうに考えております。

○和田(一)委員 水道課長さんの御意見を伺いました。一つの例を申しますと、新しい街づくりのためにそこへ水道本管を入れる、大きな鉄管を入れます。その鉄管の耐用年数が四十年から四十五年ですね。ところが、そのために金融公庫からお金を借りる、そうするとそれは返済期限が二十三年ですか。だから、四十五年間かかって返していってもいいものを、二十三年間でば返さなければならぬ。そのために一べんに利息がかかるのです。それはどこへいくかという、みんな一般の市民の方々にいっちゃうのです。そういうところは、利息を下げるということとは考えられないものでしょうか。今回も下げるには下げるのですが、いままでもありましたように、スズメの涙のような下げ方でありまして、根本的に公営企業という問題と取り組まなければならぬ、しかも現状では市民の方々が全部かぶってしまう。私、いま一つの例をあげたのですが、大体四十年から四十五年もつというのです。四十年で払っていくば、ずっと水道料金も安くなるのです。ところが、二十三年間で借りたものは返さなければならぬというので、勢い利息も高くなるでしょう。そういう点もあるということ、どうしても償還年数を延ばしてもらいたい、それから利息も下げてもらいたいというふうに、どこでも言っております。結局犠牲者は、犠牲者と言っては語弊があるかもしれませんが、一番しわ寄せを受けるのは一般大衆だということになりますので、ひとつ

つ財政局のほうもその点について極力御検討願いたい。一言おっしゃっていただきたいと思っております。

○佐々木説明員 御指摘のように、上水道の起債の償還年限は、政府資金が三十年、公庫資金が二十三年ということになっております。したがって、上水道施設の耐用年数に比べて償還年限がやや短いというところは、まことに御指摘のとおりなんでしょう。ただ、利子の負担がそれによって高くなるかといえますと、四十年間の借金に對しますと利子負担は高いわけですね。むしろ問題は、減価償却費で元本償還ができないということに問題があるわけでございます。そういう意味におきましては、償還年限を延伸するということは、われわれとしてもできる限り努力をしていかなければならない。公庫としましては、少なくとも政府資金程度の償還年限まで年限を延長する措置を考えていかなければならない。このためにはやはり公庫の資金量の絶対量というものをふやしていかなければならない、こういう問題がございします。

さらにまた、起債についての利子負担を軽減するために、何らかの措置をとるという問題でございしますが、この辺がまた公営企業に對してどういう考えをとっていくかということによって変わってくるわけでございます。いま上水道事業は、受益者というものが非常に明確である以上は、その受益者による受益の程度に應じた負担というたてまえで料金制度がきめられておるわけでありまして、利子をたてえれば一般会計で負担するということとは、一般の租税負担によつてその料金をまかなうということになるわけでありまして、いわば租税負担にするのかあるいは料金負担にするのかというの、これからの考え方問題であり、政策の問題であらうと思っておりますけれども、私どもは、現在、公営企業というものはやはり受益者負担を原則にすべきであるというたてまえをとっておるわけでありまして。

○和田(一)委員 受益者負担とおっしゃいました

けれども、それがまた問題なんですよ。自分がいま飲んでる水道の水はちゃんと来ているわけですよ。ところが、新しい街づくりのために使う水道の本管の水は、ほかの人が飲むのです。そうすると、受益者という意味にならない。それは大きく言えば、受益者かも知れないけれども、個々に言えばそうじゃない。その点ひとつ検討していただきたいと思うのです。

時間がありませんから、あと一つだけ。次は病院のことなんです。市立病院といいますが、いわゆる公営企業の病院。ちよつと金融公庫の資料を見せていただきましたら、今年度は病院のほうには貸し出すあれはないようになっておるのです。その点どうですか。

○佐々木説明員 現在病院事業につきましては、確かに公庫の貸し出しの対象事業にはなっておりませんが、全部政府資金でやっておりますので、公庫のほうからは貸し出したしておりません。

○和田(一)委員 政府資金のほうでやっている、それは利子が安いし、いいかも知れませんが、問題はこういうところがあるのです。大体現在病院のほうの通例といいますが、私、しろうとだからわかりませんが、三、四百床あれば、普通、病院はやっていけないというようなところがあるのです。そういう意見があるのです。その三百床そろえるためには五億から七億かかる。そういう投資したものは料金収入からあがってこないのです。あれの場合は点数でまわっていますから、患者さんからもつたものからとても返せない。全部一般会計ということになっております。政府からお借りした金も返さなければならぬ。病院建設に対する補助というものがどうなっておりますか、ひとつ教えてください。

○佐々木説明員 確かに現在の診療報酬単価の計算上、病院の建設に要する経費の減価償却費の見込み方というものは非常に少ない。そのために、病院を建設いたしました場合に、どうしてもその面からの赤字要因が現在の企業の中にあること

をつくつて、全部の委員に渡されるように期待いたします。

次の質問に移ります。

地方公営企業は、四十四年三月三十一日現在、その事業数六百八十三。この中で住民の生活環境に重大な関係を持つておりますのが上水道、これが千四百二十一、二、三、簡易水道、これが千八百七、二、九、二、三、それから病院が七百三十五、一、九、二、三、交通関係が百四十五、二、三、その全体が四千八百六十六、四、四、というふうな大きな比重を占めております。それから経営規模にいたしまして、四十三年度歳出決算によれば一兆六千八百六十六億、先ほど申しました四つの事業で八千九百二十四億円で五五、五、従業員数におきまして、全体が二十六万五千六百十二人のうち、いまの四事業で二十二万七千二百五十五人、八五、五、このように大きな比重を占めております。特に東京都及び六大都市では事業数が八十二で一、三、ですけれども、経営規模が五千六百七十七億、三五、三、職員が八万二千八、三、一、このように集中をいたしております。また、そういう状況であるにもかかわらず、法適用事業について見ますと、四十三年度の純損失が交通、水道、病院、この三つのものを合わせまして、三百六十九億というふうな大きなものになっております。累積欠損金も千六百十四億六千七百八、一、いすれにいたしまして、八〇％以上のものが、損失の分でも累積の点でもそうなっております。不良債務でも千五百五十五億二千四百八、一、非常に経営は苦しいわけでございます。この経営の困難な状況を打開するということが、これは国も地方自治体も大きな課題として課せられておるところでございます。これを解決しなければ、地方住民に対する受益者負担その他等々で公共料金を値上げしなければならぬ、したがってまた物価高を刺激するという循環をしていくわけでありまして、こういうことについて抜本的な解決の方法を政府として何か考えておられるのかどうか。

共産党は、地方公営企業に対して独立採算性というものをたてまえにして、赤字になってもやむを得ない、何とかその独立採算のワックの中で財政

の再建をはかる、赤字を克服するという方向を出しているのではありませんか、どうも独立採算性ではこの問題は解決しないんじゃないか。やはり一般会計からの繰り入れとか、あるいは独算性を認めるというにしても、政府資金を大幅に導入する、そして利息と償還期限を考慮するということが必要だと考えます。この点について大体的方針を承りたいと思います。

○長野政府委員 公営企業につきましては、経営の基礎を強化して健全化を確保いたしますために、抜本的な対策を行なうべきではないかというお話でございます。公営企業と一口に申しまして、先ほどおあげになりましたように、いろいろな企業があるわけでございまして、それぞれの経営の困難な状況も一様には申せないわけでございまして、原因がそれぞれ違っております。大きく分けまして、それは、この前も申し上げましたように、企業の内部に原因があるものと、両方に分けられるわけであります。それぞれについての対策というものを、やはり綿密に立てていかなければならないということでございます。同時に、そういう場合に、公営企業の中でも、行政施策として行なうことも維持していかなければならないというものがございまして、それから料金等につきましても、ある意味の規制がございまして、一定の限界があるというものがございまして、そこで、そういうようなものについては、やはり一般会計その他によつての程度の出資なり補てんなりという問題も出てくる場合もあります。そういうことでございまして、すべて企業の経営の困難性を一般会計において負担するということじゃなくて、やはり企業の中には、本来料金をもって維持していくというたてまえで賄っていくべきものも、基本的にはずっとそういうたてまえの企業の方が多くと考えるべきではないか。またある面では、利用者が対価を払うということのほうも公平である。つまり利用の程度に応じて収入があるといひますか、その利益の限度に

応じて対価を払うということに、公共料金でありまして、なるわけでございます。そういうものを一定の限度を越えるようなものにつきまして、全部一般財源で負担するといふような形になりますことは、かえって不公平だといふ場合もあるわけでございます。これは企業の種類によつても、そういうものも考えながら措置をしていかなければならないと思ひます。また、企業自体の経営の合理化ということも大いに進めていかなければならないといふわけでございまして。現在は、交通事業を中心にして企業を再建をはかっているわけでございしますが、全体として考えますと、いろいろな対策をそれぞれの企業について講じていかなければならぬ。一般的に言えますことは、その中でも資本費の増高というものは、ある面では共通事項でございます。そういう意味で、良質な資金の供給を確保する、そして利率の安いの、そして償還期限の長いものに置きかえていくような努力をしていく、こういうことは共通事項として、私も当然これから進めていかなければならないものと思つております。

○青柳委員 事業の実態に沿つて、いろいろ適切な措置をとつていかなければならぬ、一がいには言えないという御趣旨のようであります。私ども、地方住民の生活環境に関係のあるものと、それから高度経済の成長を保障する意味での生産の基礎、産業基盤をつくるための事業といふようなものは、おのずから扱いを別にしてもいいんじゃないか。

〔砂田委員長代理退席、委員長着席〕

たとえば工業用水の事業とかあるいは電気事業、港湾施設の事業、こういった直接的には地方住民に関係のない事業などについては、独立採算で大いにやつて、受益者負担で、これを利用する産業界のほうからしかるべき料金を負担させるということとていふと思ふのでありますけれども、少なくとも生活環境に関係するものは、一般民間企業と同じような形で利潤を追求するあるいはそれに類するような考え方で対処したのでは、赤字はふえる

ばかりだし、これを克服しようすれば、勢い料金を上げなければならぬといふようなことにならざるを得ないと思ひます。こういう考え方は政府としてはとれないのかどうか、お聞きをいたしたいと思ひます。

○長野政府委員 産業基盤の整備をはかるということは、住民に直接関係しないといふことのようなお話でございますが、必ずしも一がいにそうも断定しきれないわけでございまして。やはり地域開発とかあるいは工業用水道のような問題になりますと、地盤沈下対策とかいろいろ関係から、行政的な措置も含め、また地域の振興といふことも考えながら措置をして整備していくという状況が実態でございます。そういうことでございまして、ただ、公営企業としての原則は、やはり独立採算といふことで考えていくということには、私もそのように考えていくべきだと思つております。しかし、また一面、住民生活に直結しております。公営企業は、そういう独立採算の原則をはずすべきだといふお説であるといひますと、これもまた一がいにはそれは申せない、やはり原則としては独立採算という考え方で、企業としての経営といふものを本体に置きながら、その中で行政的な施策として考えなければならぬもの、そういう点につきましても、やはり一般会計から出資をするとか、あるいは経営の健全化のための繰り出しを考えると、これはどうしても両々相まって考えなければならぬという点はあると思ひますけれども、住民生活に直結しているから、すべて独立採算の原則を取りはなしてよろしいのだといふふうにはまいらない。これは先ほど申しましたように、企業によりましては、利益を受けるもの、それを利用するものではないものとの間では非常な差があるわけでございまして。そういうものを、料金といふものをたてまえにしない経営方式を考えると、これは、かえって全体としては不公平になるというところもあるわけでございまして。そういう面を考慮しなければならぬし、また、経営自体といた

しましても、合理的な能率のいい経営を行なっていくというたてまえも、これはぜひ必要でござい
ます。同種の事業との関係もございまして、そう
いう意味で、経営の健全化をはかりながら行政上
の措置の必要とする面は、随時企業のそういう実
態に応じて配慮をしていくということではなかろ
うか、こう思います。

○青柳委員 時間もありますので、公営企業の運
営についての質問はそこのくらいにいたしまして、
本法案で問題になっております、ギャンブルから
の収益金を金融公庫のほうに繰り入れるという問
題に関連して、お尋ねいたします。

公営競技収益金繰り入れ額がどのように使われ
ているかということについて、「地方財政の状
況」、六十三国会提出の、一三三という表の続き、
三五〇ページにありますけれども、これを見ます
と、いろいろの種類に出されているようでありま
すが、大体四十三年度の決算に基づく表だと私は
理解するのですけれども、民生費に三十八億、そ
れから衛生費に四十三億、土木費に四百七十七
億、農林水産費に五十四億、商工費に十六億、教
育費に三百十九億、災害復旧費が七億、その他が
百二十四億、公営事業会計への繰り出しが四十一
億、そして総計が千二百二十二億というふうにな
っておりまして、これが都道府県の場合と市町村の
場合とにまた仕訳がされているわけでありませ
うが、都道府県がいま言ったような種類のものに
出るのが二百八十億、それから市町村が八百四十
億、その割合は大体都道府県が二五%で市町村が
七五%、こういうふうな理解でできるものでありま
す。これが都道府県あるいは市町村の四十三年度
の歳入歳出に占める割合が、歳出に対しては一・
三八%程度、わずかのものではありますけれど
も、いま言ったような使途に使われるということ
が恒常化し、あるいは拡大していくということに
なれば、相当地方財政の中では重要な部分を占め
るような結果になってくるおそれがあると思うの
です。こういう傾向をどう理解されるか、この点
だけお尋ねをいたしたいと思えます。

○長野政府委員 収益金の使途につきまして、い
ま数字をおあげになりましたが、各費目を大きく
分けておりますけれども、最も大きいのは土木費
関係でございまして。それは道路を中心にしたし
た事業の実施ということが一番大きなものであ
ります。その次が学校施設の整備、こういうこと
ろへ一番用いられておるといふふうに私も考え
ております。

地方財政全体に占める割合がだんだん大きく
なっていくというようなことにならないかとい
うお話をございしますけれども、この点につきま
しては、いま公営競技を行なっております団体は、あ
る面では非常に特定したところの団体、特に都市
的な施設整備の急速な実行を迫られているような
団体が多いわけでありまして。そういうところにつ
いていろいろな財政措置も年々拡充をしてま
いておるわけでありまして、何せ社会経
済の急激な変動を一番もろに受けておる地域で
ございまして、そういうところが収益金をもつて
そういう関係事業の整備のために事業を行なうと
いうことは、ある点やむを得ないという実情も考
えなければいけないというふうに思っております。
そういうことでございしますけれども、地
方財政全体としてそれがどうこうという大きな影
響を及ぼすというふうには考えておりません。同
時に、そういう団体が一番警戒しなければならな
いことは、財政の規模というより、運営の中で、
そういう収益金というものを恒常的な財源として
扱います、そして特に経常的な支出を要する
経費というものにそういうものを充てまして、そ
れに大きく依存するといふ財政運営が行なわれる
ということとは、これは大いに警戒をしなければ
ならないし、私もそういうことのないように十
分指導を尽くしてまいりたい、こう思っております。

○青柳委員 終わりにいたしますが、いまも言わ
れましたように、土木費が五四・七%、それから
教育費が二八・五%というような比重を全体の中
で占めるということは不健全だと私は考えます。

○菅委員長 収益金の使途について、行政指導のほうで政府とし
ては十分配慮しなければならぬものだと思えま
す。

○菅委員長 本案に対する質疑はこれにて終了し
ました。

○菅委員長 これより討論を行なうのであります
が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに
採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立多数。よって、本案は原案のと
おり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 この際、中村弘海君、山本弥之助
君、斎藤美君及び岡沢完治君から、四派共同を
もって、ただいま議決いたしました法律案に対し
て附帯決議を付すべしとの動議が提出されてお
ります。

この際、本動議を議題とし、趣旨の説明を求め
ます。中村弘海君。

○中村(弘)委員 私は、この際、自由民主党、日本
社会党、公明党及び民社党を代表し、地方財政法
及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
に対しまして、次の附帯決議を付したいと思いま
す。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていた
だきます。

地方財政法及び公営企業金融公庫法
の一部を改正する法律案に対する附
帯決議(案)

政府は、地方公営企業の経営の健全化を図る
ため、次の措置を講ずべきである。

一、公営企業金融公庫に対する政府出資金を大
幅に増額すること。

二、公営企業金融公庫の発行する政府保証債の

発行枠の拡大を図ること。

三、公営企業金融公庫の貸付対象団体並びに事
業を拡大するとともに、利率の引下げ、償還
期限の延長等、貸付条件を改善すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆さま方の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○菅委員長 本動議を採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立総員。よって、中村弘海君外三
名提出の動議のごとく、附帯決議を付することに
決しました。

自治大臣から発言を求められておりますので、
この際、これを許します。秋田自治大臣。

○秋田國務大臣 地方財政法及び公営企業金融公
庫法の一部を改正する法律案につきましては、慎
重審議を賜りまして、かつすみやかな御可決に
接しまして、まことにありがたく、厚くお礼を申
上げます。

なお、本法の施行にあたりましては、ただいま
賜りました附帯決議の趣旨を尊重して善処して
まいりたいと思っております。

○菅委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員
会報告書の作成等につきましては、委員長に御一
任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そ
のようによ決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菅委員長 地方財政に関する件について調査を

進めま。

昭和四十五年度の地方財政計画について説明を求めます。秋田自治大臣。

○秋田國務大臣 このたび昭和四十五年度の地方財政計画を策定いたしましたので、その概要を御説明申し上げます。

昭和四十五年度におきましては、最近の経済情勢の推移及び地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、行政経費の効率化と重点化に徹し、節度ある行政運営を行なう必要があります。

地方財政については、かねてからその健全化と行政水準の向上をはかるため、各般の措置を講じてきたのでありますが、昭和四十五年度におきましては、以上のような基本的な考え方のもとに、地方財源の確保に配慮しつつ住民負担の軽減合理化を推進するとともに、財源の重点的な配分を通じて地方の行政水準の一層の向上をはかり、あわせて地方公営企業の健全化をさらに促進するため、所要の措置を講ずることとしたのであります。

次に、昭和四十五年度の地方財政計画の策定方針及びその特徴について申し上げます。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、事業税等についてその軽減合理化をはかることであり、減税の総額は七百三十八億円となつております。

第二は、行政の広域化への要請にこたえて広域市町村圏の振興のための体制を整備することであり、そのため、地方交付税、地方債等を通じて所要の措置を講ずることとしております。

第三は、都市化の著しい進展に対応し、都市財源を強化して都市行政の充実をはかることであります。そのため

(一) 法人課税の増徴に伴う法人税割りの増収を全額市町村の税源として賦与するとともに

(二) 人口急増地域における各種の施設整備を前年度に引き続いて推進し、

(三) 公共用地の先行取得を円滑化するための措置を強化するほか、

四 都市交通対策に資するため地下鉄の建設及び経営に対する助成措置を拡充することとし、また

(一) 都市圏補正の合理化等により地方交付税の配分を充実することとしたしております。

第四は、過疎地域の振興をはかるため総合的に過疎対策を推進することであり、

(一) 過疎地域における生活関連施設、産業基盤施設等を整備することとし、そのため

(二) 過疎対策事業債制度を創設するとともに、刃地対策事業債を充実することとするほか、

(三) 過疎地域における行政水準の維持向上をはかるための措置を充実することとしたしております。

第五は、住民の日常生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を推進して、住みよい生活の場を整備することであり、その重点は

(一) 地方道、下水道及び清掃施設など特にその実施が急務とされている施設を積極的に整備すること、

(二) 交通安全対策、公害対策など新規の財政需要に対処するための措置を講ずるとともに、防災、救急体制をさらに整備することなどに置いてあります。

第六は、地方公営の経営企業の基盤を強化して、その健全化をはかることであり、

(一) 地方公営企業に対する貸し付け資金の増額をはかることと、公営競技収益金の一部の公営企業金融公庫への導入等により貸し付け条件を改善するほか、

(二) 公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化を進めることとしております。

第七は、地方財政の健全化を推進するとともに、財政秩序を確立することであり、そのために、

(一) 地方交付税の総額について、法人課税の増徴に伴う増収を確保すること、また、市町村民税臨時減税補てん債及び特別事業債の償還に要する経費は地方交付税で措置することとする、

(二) 昭和四十五年度の地方交付税の総額につい

て、その増加状況等を勘案し、所要の特例措置を講ずること、

(一) 定員管理の合理化を推進し、既定経費を節減すること、

(二) 国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担及び住民の税外負担を解消するための措置を講ずることとしております。

なお、地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を留保することとしております。

以上の方針のもとに、昭和四十五年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は七兆八千九百七十九億円となり、前年度に対する増加は一兆二千五百八十二億円、一八・九%となるのであります。

以上が昭和四十五年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長 次に、補足説明を求めます。長野財政局長。

○長野政府委員 それでは簡単に御説明をさせていただきます。

まず、計画の策定方針でございますけれども、これはただいま大臣が申し上げたとおりでございます。一から順次項目に従って概要を御説明申し上げます。

まず、全体の規模でございますが、規模につきましては七兆八千九百七十九億円でございます。前年度に對しまして一兆二千五百八十二億円の増加でございます。その増加率は一八・九%でございます。

次に、歳入関係につきましておまな問題を御説明申し上げますと、一つは、歳入におきましては、地方税でございますが、この関係は、説明の概要の六ページから七ページのところに、地方税関係の説明をいたしておるわけでございます。これを簡単に申し上げますと、税制改正後におきまして、前年度に對しまして五千七百五十億円の増加でございます。府県税は三千三百二十億円、市町村税は二千四百四十八億円、前年度に對しまして

五千七百五十億円の増加でございますが、増加率は二〇・五%となっております。減税及びこれに伴う減収は、住民税につきまして、課税最低限度の引き上げなどによりまして六百六十二億円、事業税等につきまして、事業主控除の引き上げによりまして六十億円、その他電気ガス税の免税点の引き上げにより十六億円となっております。このほか土地にかかる固定資産税の評価がえに伴う都市計画税についての負担調整を行なうこととした結果、二百三十五億円の減収と相なっております。一方都市における財政需要の増高の実態を考慮いたしまして、都市財源の充実をはかることとしたいたしました。法人課税の増徴に伴う法人税割りの増収をすべて市町村の財源として付与することとしたいたしました。

第二番目には、八ページでございますが、地方譲与税の関係でございます。地方譲与税の収入見込み額は千九百七十七億円でございます。前年度に比しまして、地方道路譲与税につきましては百十八億円、一五・一%、石油ガス譲与税六十三億円、八五・一%、特別とん譲与税は四億円、六・九%、計百八十五億円の増加と相なっております。この中で、特に著しく増加しておりますのは、石油ガス税の関係でございますが、これは四十五年の一月一日以降におきましては、従来適用されておりました暫定軽減税率の特例の措置が適用されなくなつてきた、そういう関係で、増加率が非常に高くなつておる、こういうことでございます。

その次の九ページでございますが、地方交付税でございます。地方交付税の総額は一兆六千九百二十五億円でありまして、前年度に對しまして三千三百三十三億円、二一・八%の増加であります。これは九ページの表にございますように、四十五年度の国税の総額五兆三千二百八十八億九千四百萬円の三・二%相当額一兆六千九百六十九億二千六百萬円でございますが、これに對しまして、四十五年度の特例措置をいたしまして、三百億の減額をいたします。その次に四十三年度の四十億円の精算分がございまして、それからさらに、特別会計の段階

におきまして、四十三年度の借り入れ分、これは返還金と借り入れ金と両方書いてございまして、結局八十五億円の差し引きの返還ということの措置をいたす必要がございまして、これに加えまして、四十四年度の補正予算におきまして三百八十一億円の繰り越しがございまして、交付税総額といたしまして一兆六千九百二十五億六千三百万円、こういうことに相なるわけであります。

その次に、一〇ページにございましては国庫支出金でございまして、国庫支出金につきましては総額は二兆四十億円であります。前年度に比しまして二千五百八十一億円、一四・八%増加をいたしております。この中で増加の著しいものは生活保護費の増、児童保護費、精神衛生費、老人保護費等の保護基準の単価の引き上げによる増加、それからその次には公共事業費の増、関係におけるところの道路あるいは河川関係の補助金が非常に増額をされております。そういう関係で全体として一四・八%の増加と相なっております。

一ページに参りまして、地方債の関係でございまして、地方債の一般会計分は三千六百三十二億円でございまして、前年度に比しまして七百三十五億円、二五・四%の増加と相なっております。この中で増加の著しいものは公営住宅の建設事業、それから新たに追加したものといたしましては、辺地及び過疎対策事業費二百億円というのの増加が、この中の過疎対策費、過疎債は百三十億円で、辺地債が七十億円ということになっております。その次に同和対策事業債七十億円で、それから義務教育施設整備事業の中には、人口急増地域等の需要に見合いますために用地取得の起債を八十億に増額をいたしております。そういう点がおもなものでございまして、そのほかにも広域市町村間関係の単独債といたしまして三十億円の増加も加えまして、合計いたしまして昨年に比しまして七百三十五億円の増加に相なっております。なお、そのほか、使用料とか手数料、雑収入等についても、これは一三ページにございまして、それぞれ相当額の増収を見込んでおるわけで

ございまして。

第二番目に、歳出について見ますと、一五ページにございまして、歳出全体といたしましては、おもな増減内容は一四ページにございまして、全体といたしましての総額で一兆二千五百八十二億円、一般財源分として九千八百七十三億円でございまして、おもな経費について申し上げますと、給与関係経費は二兆五千二百二十五億円であります。前年度に比しまして三千二百四十七億円、一四・八%の増加となっておりまして、その内容といたしましては、昨年度の給与改定の平年度化分二千二百二十三億円で、昇給に要します経費が五百三十七億円で、年度途中に予想されます給与改善に必要な財源といたしまして三百二十一億円で、うち一般財源二百六十億円の増加のほか、事務事業の増加を考慮いたしまして、警察官及び高校教員等の増員に伴う増九十九億円を計上いたしております。また、その次のページにございまして、特別職の給与改善等の改定増とか、定員の合理化によるところの減とか、その他経済組合員負担金の引き上げ等に伴う増をそれぞれ計上いたしております。なお、給与改善費につきましては、前年度と同様の措置に準じて所要額を計上することといたしております。

一般行政費につきましては、一兆五千四百二十六億円であります。前年度に比しまして二千三百六十八億円、一八・一%の増加となっておりまして、このうちで国庫補助負担金を伴いますものは千二百九十九億円の増加で一八%、国庫補助負担金を伴わないものは千五百五十九億円の増加で一八・三%となっております。国庫補助負担金を伴わないものには、本年度におきましても公共用地の先行取得のための土地開発基金の設置に要する経費として六百億円を計上いたしておりますが、そのほか公務員の給与改定、現年発生災害等年度途中におきましての追加財政需要というものに備えまして、前年度に比して二百億円の増加、この関係は一九ページにございまして、二百億円の増加いたしまして七百億円を計上いたしております。

す。

公債費につきましては、一般会計分の地方債にかかわる昭和四十五年度の償還額として三千九十一億円を計上いたしております。前年度に比しまして五百三十七億円、二一・〇%の増となっておりまして。

次に、二〇ページにまいりますが、二〇ページで維持補修費関係につきましては、これは各種の施設の増加や補修単価の上昇等を考慮いたしまして、増加を見込んでおるのであります。

次の投資的経費でございまして、その総額は三兆四百三十三億円であります。前年度に比しまして五千八百七十三億円、二二・九%の増加であります。

このうち直轄事業負担金につきましては国の直轄事業費に見合います、公共事業費及び失対事業費につきましては歳入に見合っており、それぞれ歳出を計上いたしております。

二ページは直轄事業費の内訳、二二ページは公共事業費の内訳でございまして、二三ページに参りまして、投資的経費のうちの一般事業費というものがございまして、この関係におきましてこの一般事業費と特別事業費とをいいますものが、いわゆる地方の一般単独事業でございまして、一般事業費につきましては、総額が五千九百六十五億円でございまして、前年度に比しまして千二百二億円の増加をいたしております。この増加率は二二・七%と相なっております。これには教育、産業経済、住宅、厚生等の関係施設の整備をはかるための普通建設事業費として一千八百三十三億円を増額計上をいたしております。

その次に、四十四年度発生災害にかかる復旧残事業費と現年発生災害にかかる復旧事業費などを加えまして、災害復旧事業費として百五十五億円を見込んでおまして、前年度に比しまして十九億円の増加となっております。

特別事業費につきましては、地方の公共施設の整備充実を計画的に推進する、そういうことのための事業費でございまして、いわゆる住みよい生活

の場を整備するという財政計画策定の基本方針にのっとりまして、二千四十億円で、三八・一%の増額計上をいたしました。総額におきましては七千三百八十九億円と相なっております。その内容は、道路、治山、治水、清掃等の各種の長期計画にかかる単独事業費として三百七十一億円で、

その次に、二四ページに参りますが、内容の二番目といたしまして、過密過疎等の対策事業といたしまして、人口急増対策、過疎対策、交通安全対策等のための事業費として千八百三十一億円で、前年度に比しまして四百六十一億円の増加計上をいたしております。

第三番目は、広域市町村間の振興整備のための事業費といたしまして二百八十八億円を計上いたしました。

その次に、公営企業の繰り出し金の関係でございまして、公営企業繰り出し金の総額は、ここに書いてありますように千三百四十八億円でございまして、前年度に比しまして二百億円の増加ということにいたしております。その繰り出しの関係におけるところの計上のしかた、考え方は、原則として前年度と同様であります。四十五年度におきましては地下鉄の建設費に対する新たな助成措置が講ぜられることになりましたに伴いまして、地方団体の補助分として三十七億円を計上することといたしております。

なお、超過負担の解消につきましては、四十五年度におきましても、これまでの基本方針にのっとりまして、総額四百五十三億という解消措置を講ずることといたしております。

以上でございまして。

○委員長 地方交付税法の一部を改正する法律案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

地方交付税法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○秋田国務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由と内容の要旨を御説明申し上げます。

昭和四十五年度の地方交付税については、地方団体の行政経費の増加に対処するため、地方交付税の単位費用等を改めるとともに、昭和四十五年度分の地方交付税の総額について特例を設ける等の必要があるものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、地方交付税の算定については、市町村道その他各種公共施設の計画的な整備に要する経費その他給与改定の平年度化、各種の制度改正等に伴い増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用の改定等を行なうとともに、最近における社会経済の進展に対処し、それぞれの地域の特性に即応した財源措置の強化をはかってまいりたい所存であります。

次に、昭和四十五年度分の地方交付税の総額については、三百億円の減額措置を講ずるとともに、昭和四十五年度までの繰り延べ額の総額九十億円は、昭和四十六年度分から昭和四十八年度分までの地方交付税の総額に加算することとしたしております。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長 次回は、来たる七日火曜日、午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五項の表の市町村の項中

4 下水道費

3 保健衛生費

4 清掃費

3 保健衛生費

4 清掃費

1 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

14 経常経費

人口集中地区人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

人口

による鉱物ごとの」を「鉱物の」に改める。

附則第十八項を第二十三項とし、第十七項を第二十二項とし、第十六項を第二十一項とし、第十五項を第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20 昭和四十五年度及び昭和四十六年度に限り、附則第十三項から前項までの規定は、適用しない。

附則第十四項中「附則第十一項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十項から第十三項までを四項ずつ繰り下げ、附則第九項中「附則第十四項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第八項中「前項」を「前三項」に改め、同項を附則第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 昭和四十七年度及び昭和四十八年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第六條第二項の規定により算定した額に三百億円をそれぞれ加算した額とする。

12 附則第九項及び前項の規定により加算すべき額は、地方財政の状況等に応じ、別に法律で定めるところにより変更することができる。

附則第七項中「から昭和四十六年度までの各年度」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「当該各年度の前年度」を「昭和四十三年度」に、「当該各年度」を「昭和四十四年度」に改め、同項の次に次の二項を加える。

8 昭和四十五年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第六條第二項の規定により算定した額から、昭和四十四年度における借入金金の額に相当する額から昭和四十五年度における借入金金の額に相当する額を控除した額と三百億円との合計額を減額した額とする。

9 昭和四十六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第六條第二項の規定により算定した額から昭和四十五年度における借入金の額に相当する額を控除し、これに三百十億円を加算した額とする。

別表を次のように改める。

「前年度分の個人の事業税の課税の基礎となつた所得金額及び納税義務者数

を

「前年度分の個人の事業税の課税の基礎となつた所得金額及び納税義務者数

を

別表

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一、六二〇、〇〇〇円
二 土木費	一 道路橋りよう費	一平方メートルにつき	六〇〇
(1) 経常経費	道路の面積	一メートルにつき	一、〇四〇
(2) 投資的経費	道路の延長	一メートルにつき	一、〇四〇
2 河川費	河川の延長	一メートルにつき	一八〇
(1) 経常経費	河川の延長	一メートルにつき	一四〇
(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	一四〇
3 港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	五、一〇〇
(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	二、〇〇〇
(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	二、〇〇〇
4 その他の土木費	人口	一人につき	一二二
(1) 経常経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	一〇〇
(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	六四七
三 教育費	人口	一人につき	四〇〇
1 小学校費	教職員数	一人につき	七三一、二〇〇
2 中学校費	学校数	一校につき	一一六、五〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七〇二、四〇〇
(1) 経常経費	学校数	一校につき	一一六、五〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一、二五八、〇〇〇
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	九、五〇〇
四 厚生労働費	人口	一人につき	三八一、三〇〇
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	八六七〇

道府県	二 社会福祉費	三 衛生費	四 労働費	五 産業経済費	六 農林行政費	七 林野行政費	八 水産行政費	九 商工行政費	十 その他の行政費	十一 徴税費	十二 恩給費	十三 その他の諸費	十四 経常経費	十五 投資的経費	十六 災害復旧費	十七 特定償還費	十八 特別事業償還費	十九 消防費	二十 土木費
人口	人口	人口	工場事業場労働者数	失業者数	農家数	耕地の面積	林野の面積	林野の面積	水産業者数	水産業者数	水産業者数	商工業の従業者数	道府県税の税額	恩給受給権者数	人口	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
三二〇	五二〇	七〇〇	六九五	一四四、一〇〇	一三、四〇〇	一〇、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	二二、八〇〇	九、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	九、八〇〇	一、七〇〇	六八二	六二〇	九五〇	二五〇	一三五〇

1 道路橋りよう費			
(1) 経常経費	道路の面積	一平方メートルにつき	二六〇〇
(2) 投資的経費	道路の延長	一メートルにつき	七〇〇〇
2 港湾費			
(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	四、五〇〇〇
(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき	二、〇〇〇〇
3 都市計画費			
(1) 経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	九〇〇〇
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	二二〇〇〇
4 下水道費			
(1) 経常経費	人口集中地区人口	一人につき	二五〇〇
(2) 投資的経費	人口集中地区人口	一人につき	一六四〇〇
5 その他の土木費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	一三七〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	八五〇〇
三 教育費			
1 小学校費			
(1) 経常経費	児童数	一人につき	五、八〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一三〇、〇〇〇〇
(3) 投資的経費	学校数	一校につき	二〇〇、〇〇〇〇
2 中学校費			
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	四、五〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一五〇、〇〇〇〇
(3) 投資的経費	学校数	一校につき	一三〇、〇〇〇〇
3 高等学校費			
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	一、二三八、〇〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	九、四〇〇〇〇
4 その他の教育費			
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	四、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	七七〇〇〇
四 厚生労働費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	五〇〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	七五四〇〇
(3) 生活保護費	市部人口	一人につき	七五四〇〇

市町村			
2 社会福祉費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	三〇六〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五二〇〇〇
3 保健衛生費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	三〇〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	七〇〇〇〇
4 清掃費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	八〇〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一四四、一〇〇〇〇
五 産業経済費			
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	七、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	三、〇〇〇〇〇
(3) 投資的経費	商工業の従業者数	一人につき	六二五〇〇
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	四、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三、〇〇〇〇〇
六 その他の行政費			
(1) 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一〇六〇〇
(2) 戸籍費	本籍人口	一人につき	一〇五〇〇
(3) 住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	五〇〇〇〇
(4) その他の諸費	人口	一人につき	一、七六〇〇〇
(1) 経常経費			
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	二二〇、〇〇〇〇
(3) 投資的経費	人口	一人につき	四二〇〇〇
七 災害復旧費			
(1) 経常経費	面積	一平方キロメートルにつき	五〇、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	九五〇〇〇
八 特定債償還費			
(1) 経常経費	千円につき		二五〇〇〇
(2) 投資的経費	千円につき		八〇〇〇〇
九 辺地対策事業債償還費			
(1) 経常経費	千円につき		八〇〇〇〇
(2) 投資的経費	千円につき		八〇〇〇〇

十 特別事業債償還費

公共事業費等特定
の事業費の財源に
充てるため昭和四
十五年におきいて
特別に発行を許し
た地方債の許し
された地方債の額

千円につき

一三二〇〇

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地方交付税法第十三条第五項、第十四条第三項及び別表の規定は、昭和四十五年度の地方交付税から適用する。
- 3 昭和四十五年度に限り、自治省令で定める市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
土地開発 基金 費	人口	一人につき一、〇〇〇円

- 4 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、人口の増加率その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。
- 5 市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律(昭和三十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項に次のただし書を加える。
ただし、昭和四十五年度及び昭和四十六年度にあつては、この限りでない。
- 6 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和十九年法律第三号)の一部を次のように改正

する。

附則第二十二項中「から昭和四十六年度までの各年度」を削り、附則第二十六項中「附則第九項」を「附則第十三項」に改め、附則第二十七項中「とし、当該控除した額に相当する金額は、別に法律で定めるところにより昭和四十六年度から昭和四十八年度までの各年度分として同条の規定により一般会計から繰り入れるべき金額に加算するもの」を削り、附則第二十八項中「附則第九項」を「附則第十三項」に改め、附則中同項以下を二項ずつ繰り下げ、第二十七項の次に次の二項を加える。

28 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、昭和四十五年度分にあつては同条の規定により算定した額から三百億円を控除した額とする。

29 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、昭和四十六年度分にあつては同条の規定により算定した額に三百億円を、昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分にあつては同条の規定により算定した額に三百億円をそれぞれ加算した額とする。ただし、地方財政の状況等に應じ、別に法律で定めるところにより、当該加算すべき額を変更することができる。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方団体の公共施設等の整備に要する財源の充実に図るとともに各種の制度改正に伴い増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定する等基準財政需要額の算定方法を改めるほか、昭和四十五年度分の地方交付税の総額の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。